

# 正 誤 表

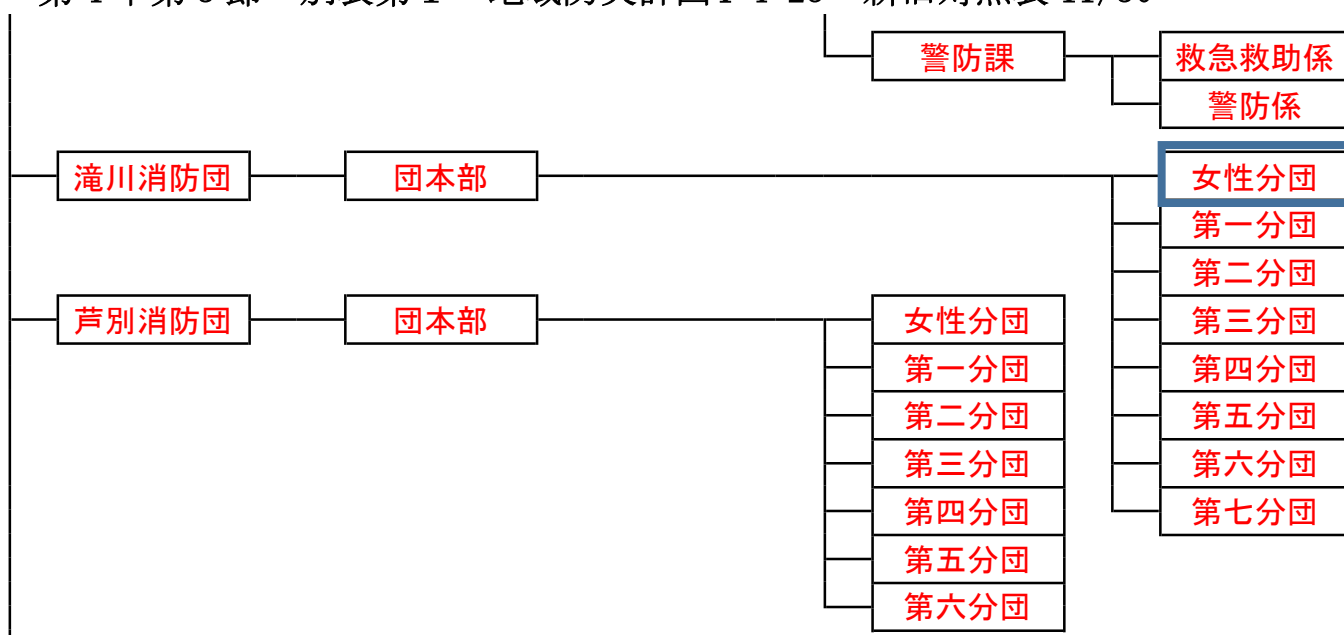
## 1 第4章3節1(3) 空知総合振興局(イ) 地域防災計画P4-9 新旧対照表 8/30

(イ) 水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づく通知を受けた場合、北海道開発局長と札幌管区気象台長又は北海道知事と札幌管区気象台長が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合

## 2 第4章第3節4(3) 雨量観測 地域防災計画P4-13 新旧対照表 9/30

所管区分	観測所名	河川名	観測所位置	通報先 (照会先)	備考
北海道開発局	奈井江大橋	石狩川	樺戸郡浦白町黄白内	札幌開発建設部 滝川河川事務所	
”	橋本町	”	樺戸郡新十津川町字中央 89番地	”	
”	多度志	雨竜川	雨竜郡沼田町字共成24番地	”	
”	滝里ダム	空知川	芦別市滝里町683番地	札幌開発建設部 空知川河川事務所滝里ダム管理支所	
北海道	熊穴川	熊穴川	滝川市江部乙町725番地 12地先河川敷	北海道 空知総合振興局	

## 3 第4章第3節 別表第1 地域防災計画P4-25 新旧対照表 11/30



4 第4章第3節 市保有水防資機材 別表第2

地域防災計画 P4-26 新旧対照表 12/30

		小計			
滝川消防団	第一分団				
	第二分団	<u>滝川市本町5丁目3番13号（第1、第2、第3は同一施設）</u>	<u>22-0021</u>		
	第三分団				
	第四分団	<u>滝川市東滝川町3丁目1番22号</u>	28-2353		
	第五分団	<u>滝川市泉町2丁目1番3号</u>	<u>22-1000</u>		
	第六分団	滝川市江部乙町西12丁目3番4号（第6、第7は同一施設）	75-5199		
	第七分団	（第6、第7は同一施設）			

5 第4章第3節4（2）水位観測所 資料1

地域防災計画 P4-29 新旧対照表 13/30

	観測所名	流心距離	計画高水位	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	<u>水防団待機水位</u>	備考
雨竜川	雨竜橋 （雨竜町）	6.00	37.26	<u>34.20</u>	<u>33.70</u>	<u>33.40</u>	32.80	
	北竜橋 （妹背牛町）	13.50	40.45	—	—	38.10	36.80	
	達布橋 （沼田町）	21.90	46.31	—	—	43.90	43.10	
	多度志 （沼田町）	32.50	59.02	<u>57.70</u>	<u>57.50</u>	57.00	56.40	
	幌加内 （幌加内町）	73.00	158.19	<u>156.90</u>	<u>156.60</u>	<u>156.40</u>	156.20	
熊六川	<u>山本橋地点</u> <u>（滝川市）</u>	<u>4.6</u>	<u>36.23</u>	<u>36.03</u>	<u>35.93</u>	<u>35.39</u>	<u>34.82</u>	

## 6 第4章第6節5消防職（団）員の招集

地域防災計画 P 4-37 新旧対照表 14/30

(1) 火災警報発令時

火災警報発令信号を認知した消防職（団）員は、速やかに**消防署・支署**及び所属分団詰所に集合する。

(2) 通常火災

火災信号その他の方法で火災を認知した消防職（団）員は、速やかに**消防署・支署**及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

(3) 非常災害時

火災信号その他の方法で災害を認知した消防職（団）員は、速やかに災害現場又は**消防署・支署**及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

6 (略)

人員・機会別 組 織 別		人員(人) 職 定 員 ・ 団 員 数	機 械					(台)	
			タ ン ク 車	ポ ン プ 車	30は し M ご 級 車	小ポ水 型ンそ 動プう 力付車	救 急 車	指 揮 車	広 報 車
本 部 ・ 署	消 防 本 部	11							1
	<b>滝川消防署</b>	46	3	1	1		2	1	
	江 竜 支 署	19	1			1	1		1

## 7 第5章 参考 地域防災計画 P 5-31 新旧対照表 19/30/

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	病床数
北海道空知総合振興局滝川地域保健室	緑町2丁目3番31号	<b>内科</b>	24-6201	—